

「さ さ え」

2003.4 発行 情報誌 3号

発行 NPO福祉用具ネット事務局

住所 / 福岡県田川市伊田4395 福岡県立大学生涯福祉研究センター - 内

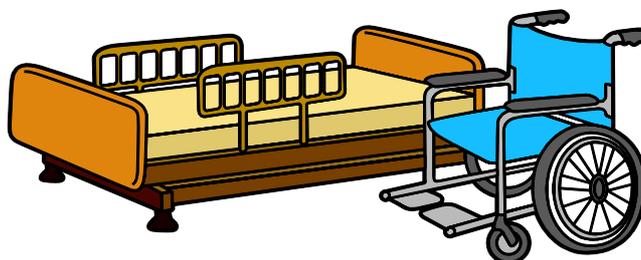
TEL / FAX 0947 - 42 - 2286

E - mail npo-fukusiyougunet@sage.ocn.ne.jp

HP <http://www10.ocn.ne.jp/~npofynet/enter.htm>

福祉用具はあなたの自立をささえます

あなたのささえがNPO福祉用具ネットを元気にします



小さな芽を
すこやかに育てたい

NPO福祉用具ネット

職場・活動紹介

自己
紹介

おもちゃとしゃかん・たがわ 福岡県立大学生涯福祉研究センター助手 中藤広美

皆さんは「おもちゃ図書館」「おもちゃライブラリー」といった名称を耳にした事がありますか？それは、発達に遅れのあるお子さん達の育ちをおもちゃと遊びを通して援助しようとする団体で、世界各国に様々な運営形態で成り立っています。私たちおもちゃとしゃかん・たがわもその仲間の一つです(以後 OTT と表記)。OTT の具体的な活動は、月に 2 回の開館日に図書館形式でおもちゃの貸し出しをし、子どもたちと一緒に遊んでいます。また、毎月第 3、5 水曜日にはボランティアで布のおもちゃを手作りしています。この OTT は、福岡県立大学生涯福祉研究センター内に設けられています。大学内にあるということが特徴で、これは他の団体ではあまり見かけられず、2009 年 1 月開催の平成 14 年度おもちゃの図書館ボランティア九州・沖縄地区研修会参加で注目を浴びました。

エピソード

OTT の活動をすすめていくと色々なエピソードに出会います。そのエピソードの一つを紹介して私どもの活動をご理解していただけたらと思っています。

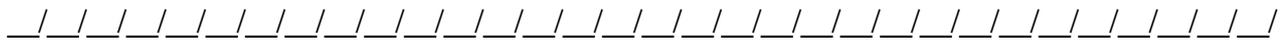
あるとき可愛いワンちゃんのおもちゃを見かけました。可愛くて「これも OTT の所蔵品にしよう」と思い購入。そしてハタと気がついたのです。スイッチがとても小さいのです。私がスイッチを入れて遊ぶには問題ありませんが、手指の不自由な子どもにはその操作は無理です。遊びたいけれど遊べない、遊びにくいおもちゃも存在します。「是非、手指の不自由な子にもスイッチを入れさせてあげたい。」と思い、福祉 SD グループ(代表松原昌三氏)に、当時所属していたスイッチ製作が得意な故安本氏に相談しましたところ、身近な道具を使って次ページ写真のような大きなスイッチを作ってくれました。スイッチが出来上がりさっそく、リクライニングの車イスで生活している青年にそのおもちゃを渡しました。すると、たまたま肘がスイッチにあたりワンちゃんが動き、叫んだのです。彼にとっては自分の体で初めて物を動かした経験でした。それから彼は、ちょっと表情を変え意識をしながら肘に力をいれてスイッチを押すようになったのです。「僕もおもちゃで遊びたい」という自発的な気持ちが彼の中に沸き起こり、行動を起こさせていました。

私は、「子どもにとっての QOL の向上にこのおもちゃの存在は欠かせない」と確信しました。どうにかして自分でおもちゃを使って遊べるようにしてあげたい。また、心地よい遊びを出来るだけ長く続けさせてあげたい。そのような思いから、OTT はお子さんにおもちゃの貸し出しをし、さらにおもちゃの製作にも挑戦しています。

現在まだ試作段階ですが、粗大運動のおもちゃをセイブ木工さんと一緒に作っています。おもちゃの開発に関心のある方は、ご連絡ください。一緒に開発を進めたいと思っています。

わんちゃんと福祉SDグループ製作の ビッグスイッチ

おもちゃ図書館風景



福祉用具選定セミナー・介護者研修会の報告

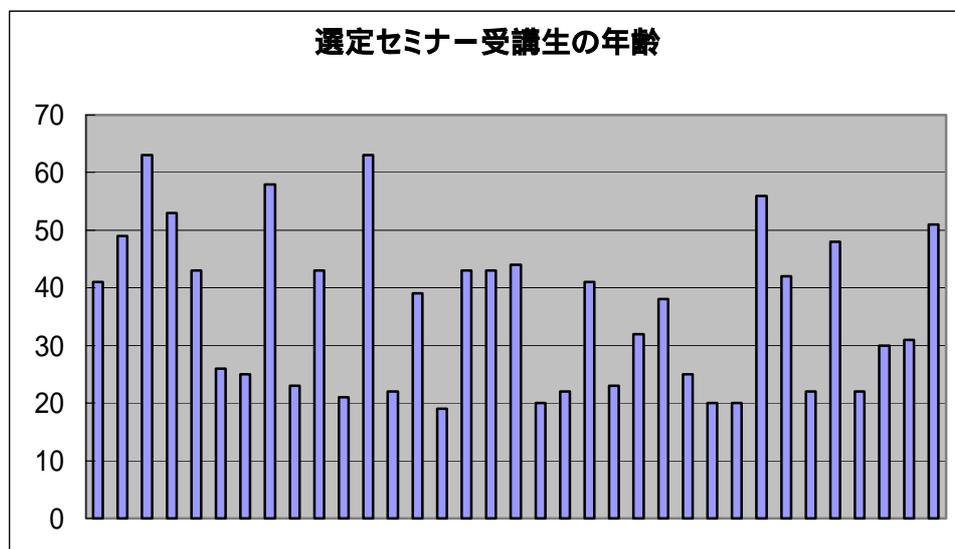
NPO 福祉用具ネット事務局 大山 美智江

1. 福祉用具選定セミナー

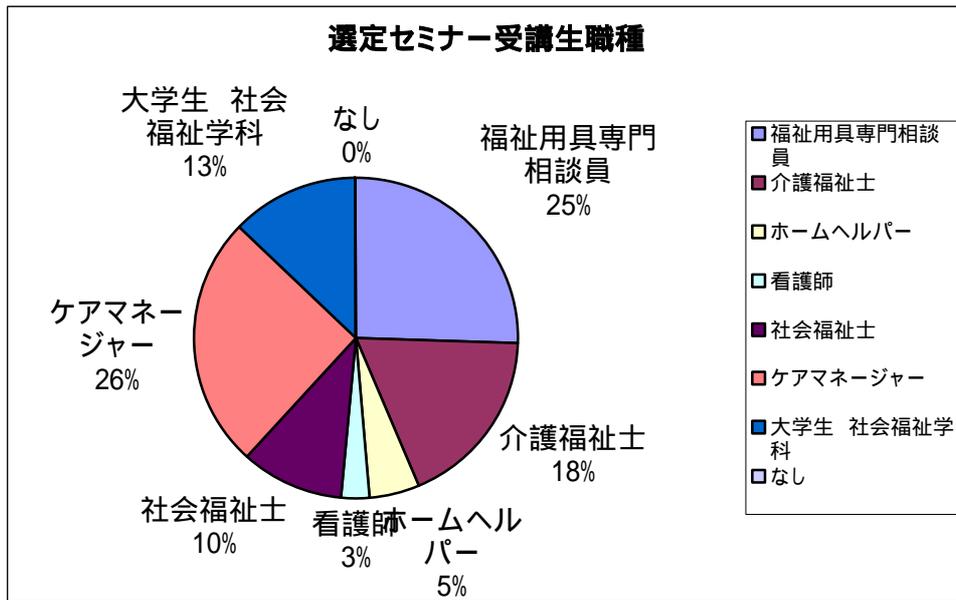
2月8日(土)・9日(日)の2日間にわたって福祉用具選定セミナーを開催いたしました。10台の電動ベッドの両サイドに移動支援バーを設置し、マットレスの種類も硬いマットから褥そう予防マットまで並べ、最先端の車いすを20台以上、リクライニング・ティルト機構付の車いす、電動の車いす、リフトも9台、吊り具の種類はメーカーの方が数え切れない程たくさん準備してくれました。新しく4月から貸与品目となる5品目のうち4品目を取り揃えての選定セミナーでしたので、できるだけ多くの方に「見て、触って、試していただきたい!」と思い、受講生を募集しました。

2日間全ての課程を修了した受講生は35名でした。その他講義の1日目だけ受講した人や2日目の実習のみ受講した方もおられました。

修了証書を発行した方たちの年齢、職種、事業所について表にまとめてみました。



男性 14 名 40% 女性 21 名 60% 平均年齢 36 歳



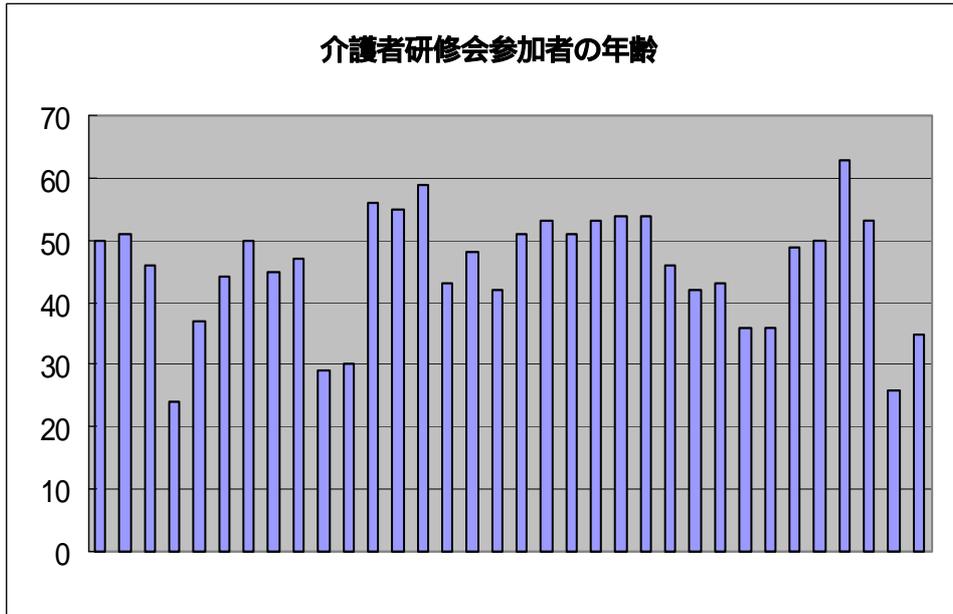
福祉用具選定セミナーの全課程を修了した方たちが所属されている事業所を紹介します。

こばとケアプランサービス 1名	筑豊在宅介護センター 1名	西日本在宅介護センター 1名	はしもと医療ガス 2名
KS あらき 1名	川崎町社会福祉協議会 2名	勝山町社会福祉協議会 1名	ケアプラン愛 3名
社会保険田川病院 1名	(株)太陽セランド 2名	(有)福祉用具サポートセンター 2名	(有)ヤマサキ 北九州市 1名
九州ホームケアサービス(株)久留米市 3名	グループホーム日の出の里 3名	福岡県立大学社会福祉学科 8名	生野建設 直方市 1名
福岡市 看護師 1名			

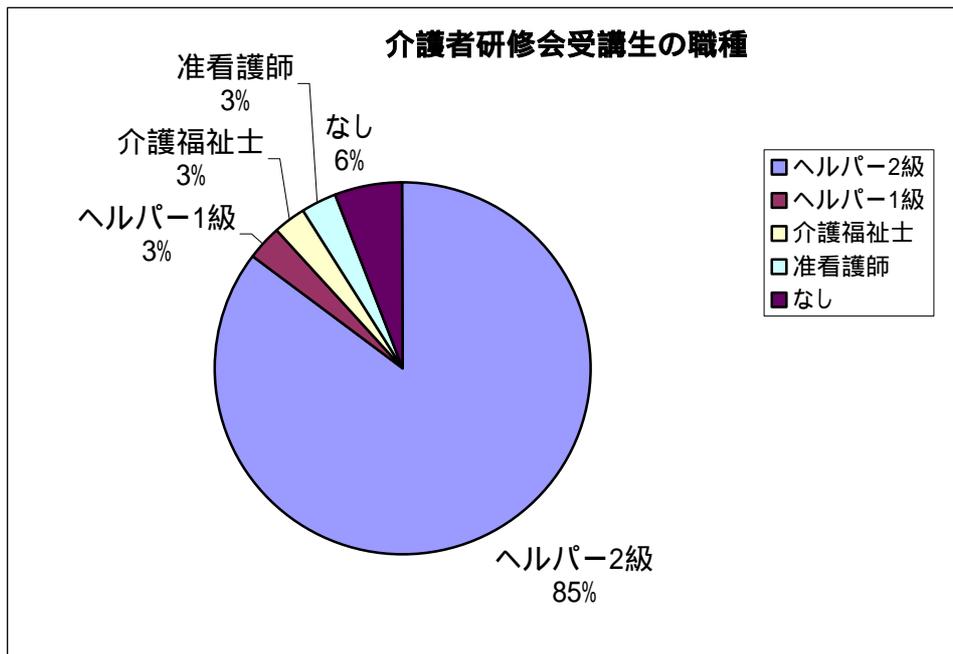
2、介護者研修会

2月8日の午後に同時開催として介護者研修会を企画しました。せっかく選定セミナーのために用意した福祉用具を多くの人に体験していただきたい、筑豊地域でこれ程の福祉用具に出会える機会はそのようなことではないとの思いから決断しました。講師の先生には無理なお願いをしました。

4月から貸与品目に加わる移乗用具を介護支援専門員が選定して導入しても現場のヘルパーさんが使えないのでは利用者の状況は変わらないと思った訳です。たくさんの在宅介護の現場から受講生の方が集まって下さいました。修了証書発行した方は32名でした。最後の講義まで受講された方に限り修了証をお渡ししました。



男性 5 名 16% 女性 27 名 84% 平均年齢 45 歳



介護者研修会の全課程を修了した方たちが所属されている事業所を紹介します。

トランスファーボード（移乗板）を使ってベッドから車いすへの移乗方法の研修を修了しています。

西日本在宅介護センター 8名	慈光医院 1名	特別養護老人ホーム 明日香園 1名	よろこび田川支社 6名
社会保険田川病院ヘルパーステーション 6名	どんぐりヘルパーサービス 2名	ホームヘルプ愛 5名	方城町社会福祉協議会 1名
ヘルパーステーションひかり 1名	ヘルパーステーションゆり 1名		

(受講生の感想や研修会の様子はホームページに掲載しています)

HP アドレス <http://www10.ocn.ne.jp/~npofynet/enter.htm> (是非一度 覗いてみてください)

今回で4回目になる「福祉用具選定セミナー」「介護者研修会」の企画にあたっては、新たな福祉用具の動向とさらに福祉用具に対する知識のレベルアップを図るために企画しました。人と用具と環境整備をうまくコーディネートすれば、より効果的な自立支援につながると思います。今後も、研修・啓発事業を充実させたいと考えていますので皆様のご支援を宜しくお願いします。また、NPO 福祉用具ネットでは福祉用具や住宅改修に関する電話相談を無料でお受けします。一人で思案しないで共に考えて支援していきましょう。

勉強コーナー

支援費制度について

福岡県立大学助手 町井 輝美

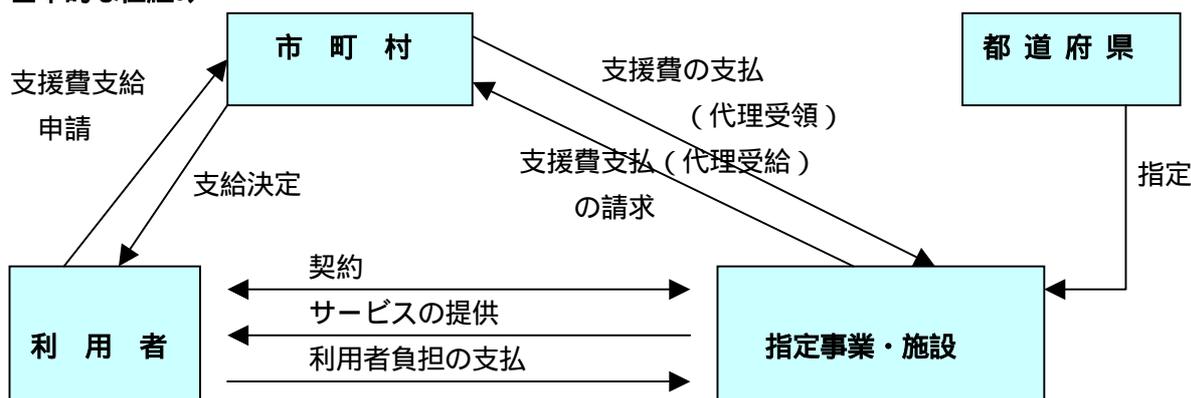
4月から障害をもつ人の福祉サービスが、措置制度から支援費制度に移行します。

[支援費制度の概要]

1、制度の趣旨

支援費制度の趣旨は、厚生労働省資料によると「社会福祉基礎構造改革の一つとして、障害者福祉サービスについて、利用者の立場にたった制度を構築するため、これまでの行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、新たな利用の仕組み「支援費制度」に平成15年4月から移行することになった。支援費制度は、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者等との対等な関係に基づき、利用者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みであり、事業者等は、行政からの受託者としてサービスを提供していたものから、サービス提供の主体として、利用者の選択に十分応えることができるようにサービスの質の向上を図ることが求められるようになる。これにより障害者の個人としての尊厳を重視した、福祉サービスの利用制度となることを目指す。」となっています。

2、基本的な仕組み



申請からサービス開始まで

- (1)市町村の相談窓口でサービス利用の申込みと申請をします。
- (2)市町村は障害者本人から必要事項及び支給決定に関わる「勘案事項」についての聞き取り調査をします。
- (3)専門的見知が必要と認める場合は更生相談所が判定を行い、意見書を作成します。
- (4)市町村は支援費の支給を行うことが適切であると認めるときは、支援費支給の決定を行います。

[居宅生活支援の場合] - 支援の種類、支給期間、支援量、利用者負担額

[施設訓練等支援の場合] - 支援の種類、支給期間、障害程度区分、利用者負担額を決めます。

- (5) 受給者証（居宅受給者、施設受給者証）が交付されます。
- (6) 障害をもつ人は指定事業者・施設とサービス利用の契約を結び、事業者はサービスを提供します。
- (7) 利用者は所得に応じた負担額を指定事業者・施設に支払います。
- (8) 指定事業者・施設は提供したサービスの支援費に請求書を作成し、市町村に送付します。
- (9) 市町村は請求内容を診査し、支給費を支給します。

3、支援費制度に移行する障害者福祉サービス

(1) 身体に障害をもつ人 [身体障害者福祉法関係]

施設訓練等支援 - 身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設（小規模通所授産施設を除く）

居宅生活支援 - 身体障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）、身体障害者デｲｰﾋﾞｽ事業、身体障害者短期入所事業(ｼｮｰﾄｽﾃｲ)

(2) 知的障害をもつ人 [知的障害者福祉法関係]

施設訓練等支援 - 知的障害者更生施設、知的障害者授産施設（小規模通所授産施設を除く）設、知的障害者通勤寮、知的障害者デｲｰﾋﾞｽﾝﾀｰ

居宅生活支援 - 知的障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）、知的障害者デｲｰﾋﾞｽ事業、知的障害者短期入所事業(ｼｮｰﾄｽﾃｲ)、知的障害者地域生活援助事業（ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ）

(3) 障害をもつ児童 [児童福祉法関係]

居宅生活支援 - 児童居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）、児童デｲｰﾋﾞｽ事業、児童短期入所事業(ｼｮｰﾄｽﾃｲ)

4、支援費制度に関する問合せ先

支援費制度は実施主体が市町村になります。各市町村役場にお問合せ下さい。

なお、補装具の交付や日常生活用具給付等事業は支援費制度に移行せず、今までどおりです。

「介護保険の対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の一部改正について
福祉用具貸与品目に新たに5種類が追加になります。

（平成 15 年 2 月 24 日厚生労働省老健局課長通知 老振発第 0224001 号）

介護保険の給付対象となる福祉用具貸与の品目が、4月から増える。レンタルの対象として新たに追加されるのは、入浴用リフト（垂直移動のもの）、段差解消機（段差解消リフト）、立ち上がり用いす、スライディングボード（スライディングマット）、六輪歩行器の5種類の福祉用具。ただし、エレベーターや階段昇降機などは対象外のままだ。スライディングボードとスライディングマットに関しては、特殊寝台付属品の一つとして新たに追加される。具体的には、滑らせて移乗・位置交換するための補助として用いられるもので、滑りやすい素材または滑りやすい構造であるものに限られる。下記の5用具が追加されました。

1. 段差解消機

（移動用リフト）



2. 立ち上がり補助いす

（移動用リフト）



3. パスリフト

（移動用リフト）



4. スライディングボード(トランスファーボード)・スライディングマット
(特殊寝台付属品)



5. 六輪歩行器
(歩行器)



ケアマネへの住宅改修理由書作成費の支給は4月からは認めず。

厚生労働省はこのほど、介護保険における住宅改修の理由書作成費に関して、介護支援専門員(ケアマネジャー)が行う場合、4月からは作成費を支払わない方針であることを明らかにした。現行では住宅改修支援事業において1件当たり2000円を支給しているが、今後はその対象からケアマネをはずすというもの。市町村が認めたケアマネ以外の人については、従来通り支給対象となる。ケアマネを給付対象からはずす理由として、厚生労働省は、1.住宅改修の理由書の作成は介護支援専門員の業務として位置づけられていること、2.これまでの支給は現行の介護報酬の水準を踏まえた措置で、4月からは居宅介護支援に対する介護報酬が引き上げられることの二つを挙げている。

(MedWave Care Mail No.140 /2003/02/28より引用)

事務局 より

会員の更新手続きのご案内と新年度の新規会員を募集しています！

*** 会員の更新手続きをまだされていない方は是非入会の継続手続きをして下さいますようお願いいたします。**

個人年会費 4,000円
団体年会費 30,000円
賛助会員は1口 3,000円

*** 新年度の始まりです。NPO 福祉用具ネットの新会員を募集中です。**

個人入会金 1,000円 年会費 4,000 合計 5,000円
団体入会金 2,000円 年会費 30,000 合計 32,000円
賛助会員 1口 3,000円

*** 福祉用具・住宅改修の電話相談は無料です。是非ご利用ください。**

電話 0947-42-2286 (月曜日～金曜日 午後1時から4時まで)

*** 定例総会 平成15年 5月 21日 水曜日 18時からの予定です。**

会員の皆様には(新規に個人または団体申し込みをされた方、もしくは個人・団体会員として継続手続きをお済ませの方)総会の出欠についての届けの提出をお願いすることになります。後日総会のご案内を送付いたしますのでよろしく申し上げます。